

委員会発案第 3 号

地方財政の確立に関する意見書の提出について

地方財政の確立に関する意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市  
議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 27 年 9 月 24 日提出

由利本荘市議会議長 鈴木和夫 様

提出者 由利本荘市総務常任委員会  
委員長 佐藤 勇

(別紙)

## 地方財政の確立に関する意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に対応する必要に迫られている。

一方、この間地方において進められた様々な改革などによって、公共サービスを担う人材が大幅に減少し、新たなニーズへの対応が困難となっており、そうした人材の確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

しかし、政府においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障や地方財政の構造改革が不可避とされており、財政再建に向けた議論が進められている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割であるが、果敢に取り組むべき財政再建が次世代のための経済再生を腰折れさせてはならないことは当然であり、財政再建目標を達成するために、不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、経済再生と財政再建の好循環を実現するために、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要である。

地方財政の充実・強化及び地方自治の確立のため、下記事項について地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

## 記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。

4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

平成27年9月 日

内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
総務大臣 様  
経済産業大臣 様  
内閣官房長官 様  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 様

秋田県由利本荘市議会議長 鈴木和夫